

第94回東京都港湾審議会資料

# 港湾環境整備負担金部会の報告

令和元年5月

東京港港湾管理者

東京都



30港経経第447号

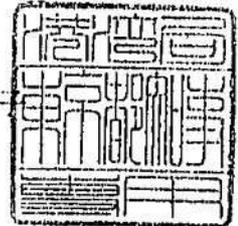
東京都港湾審議会

東京都港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定に基づき、  
下記事項について諮問いたします。

平成30年10月26日

東京都知事

小池 百合



記

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

## 負担対象工事の指定について

①工事の種類	②工事の名称	③工事の実施された場所	④工事の完了した日	⑤工事に要した費用 円	⑥負担区域	⑦工事費に対する負担の割合	⑧当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積 ㎡
1 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 建設又は改良の工事	新木場公園 整備工事	江東区 新木場二丁目 新木場公園	平成30年 3月31日	21,320,280	臨港地区	1/4	7,922,924
2 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 維持の工事	城南島海浜公園 ほか7公園 維持工事	1 大田区 城南島四、五丁目 城南島海浜公園 2 江東区 豊洲二丁目 春海橋公園 3 港区 海岸三丁目 芝浦南ふ頭公園 4 港区 港南五丁目 品川北ふ頭公園 5 品川区 八潮二丁目 コンテナふ頭公園 6 江東区 青海四丁目 青海中央ふ頭公園 7 江東区 青海三、四丁目 暁ふ頭公園 8 江東区 新木場二丁目 新木場公園	平成30年 3月31日	94,439,667	臨港地区	1/8 1/4 1/2	7,333,579
3 漂流物の除去その他の 水面清掃のための工事	東京港港湾区域内 水面清掃工事	東京港港湾区域	平成30年 3月31日	238,436,361	港湾区域 及び 臨港地区	1/5	14,766,850

※平成30年度の負担対象工事は、平成29年度に実施した工事です。

# 負担対象工事の指定について（概要）

- ・港湾環境整備負担金は、臨港地区（陸域）又は港湾区域（水域）内において、1万㎡以上の面積で事業を行う事業者の皆様に  
対し、港湾工事の費用の一部を負担いただく制度。
- ・負担金の対象となる平成29年度工事の指定について、港湾環境整備負担金部会において御審議頂いた。

工 事 の 種 類 ( 工 事 の 名 称 )	工 事 の 実 施 場 所	面 積	工 事 に 要 した 費 用	工 事 内 容
1 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 建設又は改良の工事 〔新木場公園整備工事〕	新木場公園 (トイレ)	(整備前) 14㎡ (整備後) 31㎡	2,132万円	利便性向上のため、トイレを増設  増設
2 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の 維持の工事 〔城南島海浜公園 ほか7公園維持工事〕	城南島海浜公園	12.4 ha	4,594万円	各公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理  清掃作業  除草作業 
	春海橋公園	2.0 ha	782万円	
	芝浦南ふ頭公園	1.0 ha	368万円	
	品川北ふ頭公園	0.6 ha	222万円	
	コンテナふ頭公園	0.2 ha	86万円	
	青海中央ふ頭公園	1.2 ha	1,380万円	
	暁ふ頭公園	1.6 ha	1,719万円	
	新木場公園	0.8 ha	294万円	
	合 計	19.8 ha	9,443万円	
3 漂流物の除去その他の 水面清掃のための工事 〔東京港港湾区域内 水面清掃工事〕	東京港港湾区域	5,166 ha	2億3,843万円	海上に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収 
		合 計	3億5,419万円	※表示単位未満を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

30 港湾審答申第3号  
平成30年10月26日

東京都知事  
小池 百合子 殿

東京都港湾審議会  
会長 草刈 隆郎



港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（答申）

平成30年10月26日付30港経経第447号で諮問  
のあった標記については、原案を適当と認める。